

事業所税の使途

事業所税は、地方税法第 701 条の 30 の規定により、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源（市負担分）に充当しています。

事業所税収入額 1,666,564千円

（単位：千円）

事業費等の内訳	令和5年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 （市負担分） のうち 事業所税 充当額
		特 定 財 源			一般財源 （市負担分）	
		国県支出金	地方債	その他		
道路等整備事業	2,969,696	690,735	868,600	33,415	1,376,946	383,448
公園・緑地等整備事業	89,296	0	0	0	89,296	24,867
廃棄物処理施設等整備事業	1,600,767	0	601,900	8,470	990,397	275,802
河川・水路等整備事業	105,673	0	20,100	99	85,474	23,802
学校・図書館等整備事業	4,460,094	224,662	1,961,100	616	2,273,716	633,176
社会福祉施設等整備事業	872,430	319,937	167,900	677	383,916	106,912
公害防止に関する事業	43,391	0	0	0	43,391	12,083
防災に関する事業	1,096,714	0	654,500	0	442,214	123,146
徴収に要する費用	83,328	0	0	0	83,328	83,328
合 計	11,321,389	1,235,334	4,274,100	43,277	5,768,678	1,666,564